

平成25年8月27日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 長谷川雅子

平成23年(ワ)第3057号損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成25年7月2日

判 決

[REDACTED]
原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 長田 淳

横浜市神奈川区鶴屋町3丁目35番地8タクエー横浜西口第2ビル2階

被 告 株式会社フロンティア21

同代表者代表取締役 高橋 純也

同訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金260万円及びこれに対する平成22年11月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、被告が自ら運営する有料メール交換ウェブサイトにおいてサクラを用いて多数のメールの交換を誘因し、相手がサクラであることを知らない原告に利用料として多額の金員を振り込ませたとして、原告が、被告に対し、不法行為による損害賠償請求として振込額及び弁護士費用並びに不法行為日以降の遅延損害金の支払を求める事案である。

- 1 爭いのない事実等（証拠等により認定した事実は括弧内に証拠等を掲げた。）

(1) ア 被告は、複数のいわゆる出会い系ウェブサイトを運営する株式会社であり、「ピュアラブR○y a 1」(以下「本件サイト」という。)はその1つである。

イ 本件サイトは、登録自体は無料であるが、サイト内で行為をするためには、次のとおりのポイントが必要である。ポイントの購入方法としては、銀行振込等があり、支払われた料金は、ポイントに換算(10円当たり1ポイント)されて、サイト内の行為に使用することができる。会員のポイント数は、サイトにログインした際に表示されるトップページで確認することができる。(原告本人、弁論の全趣旨)

メール送信	50 ポイント
メール閲覧	0 ポイント
メールアドレス送信、電話番号送信	999 ポイント

ウ 本件サイトにおいて、ある会員が所持しているポイントを、サイト(サポートセンター)を通じて他の会員に譲渡(移動)する方法として、「(即時)同時追加」と「同額追加」の2方法がある。

(即時) 同時追加は、サポートセンターが預かり保管している金額(ポイント)につき、譲り受ける会員が譲渡する会員から提示された手数料(上記金額の1/2~1/3程度)を承諾して支払(振込)をすると、上記金額がその会員に追加されるものであり、支払った手数料は別途ポイントには換算されない。

同額追加は、支払った手数料と同額のポイントが追加される方法であり、(即時) 同額追加と異なり、サポートセンターが預かり保管している金額(ポイント)を分割して受け取ることができ、支払った手数料もポイントに換算される。(弁論の全趣旨)

(2) 平成22年11月18日頃、本件サイトから原告宛てに、【1500万円即振】担当水島」と名乗る者(以下「水島」という。)から1500万円を

振り込みたいので受取りに協力するよう求める内容のメールが届いた旨が数度にわたって通知された。原告が水島に返信したところ、同月19日午前1時37分頃から同年12月8日頃まで、水島から、1500万円の振込手続に必要であると称してメールの送信を指示する内容のメールがたびたび送信され、原告がその指示に従いサイト内でメールの送信を行うことにより、その度に原告にサイト利用料金がかかることになった。

(3) 原告は、被告に対し、本件サイト利用料金を、次のとおり銀行振込により支払った。

ア	平成22年11月19日20時34分	40万円
イ	平成22年11月20日 9時24分	70万円
ウ	平成22年11月20日15時03分	80万円
エ	平成22年11月21日 9時23分	10万円
オ	平成22年11月21日13時47分	40万円

2 爭点

被告の欺罔行為及び原告の損害

3 爭点に関する当事者の主張

(原告の主張)

(1) 平成22年11月19日、被告のサポートセンターから、水島より原告宛てに100万円分のポイントを預かっており40万円を振り込んでほしいとの連絡があった。これに先立つ水島の説明では、振込をしないとメールが継続できないとのことであり、原告も、この振込をしないとメールが継続できないとの認識で40万円を振り込んだ。その後、被告のサポートセンターから、水島より原告宛てに200万円分のポイントを預かっており70万円を入金するよう求めるメールが送信され、原告が70万円を振り込んだところ、被告のサポートセンターから、水島からは「同額追加」として預かっており原告に70万円を同額追加したので現在130万円を

預かっているとして、更に振込を促され、3回にわたり合計130万円を振り込んだが、これらの振込は1500万円の振込に必要な手続であるとの水島の説明を信じたものである。

- (2) 被告はサクラである水島を用いて、資金援助を装うといった詐欺的な方法でサイト内でメール交換を続けさせるなどして、原告にポイント購入を繰り返させたものである。このような被告の行為は社会的相当性を逸脱するものであって違法であり、被告には不法行為責任がある。
- (3) 原告が被告の口座に振り込んだ金額は合計240万円であり、弁護士費用20万円を加えた260万円が被告の欺罔行為による原告の損害である。

(被告の主張)

- (1) 被告のサポートセンターから原告に送ったメールの内容は、水島から預かったポイントを受け取るには手数料が必要となっていることを連絡するものであり、催促、要求的な内容はどこにもない。原告は、有利な条件でポイントを獲得しサイト内で使用するために手数料を支払い、ポイントを獲得したのであって、錯誤は存在しない。
- (2) 水島がサクラか否かは不明であり、もとより被告と水島との間で「共謀」はない。水島とメールの送受信をするためというのは、原告の手数料支払の動機であったかもしれないが、被告の欺罔によるものではない。

第3 争点に対する判断

1 前記第2の1（争いのない事実等）に加え、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 本件サイトから原告のメールアドレス宛てに、平成22年11月18日15時47分から同月19日1時21分まで4回にわたり、水島から原告に1500万円を振り込みたいので受取りに協力するよう求める内容のメールが届いた旨が通知された。原告が水島のメールを見てこれに返信したところ、同日1時37分頃以降、水島から、1500万円の振込手続に必要であると

称して、メールを送信するよう指示する内容のメールが送信され、原告が指示に従って本件サイト内で水島にメールを送信すると、水島から更なるメールの送信を指示する内容のメールが送信されることが繰り返され、その中には、同一内容のメールを30通送信するよう求めるものもあった。原告がこれらの指示に従い本件サイト内で水島にメールの送信を行う度に、原告の手持ちのポイントが費消された。(甲58~91, 94)

水島から送られたメールの中には、「…本日中に振込み可能です、作業中時間に空きが出るとシステムのトラブル障害に成りかねません。作業を円滑に行って頂く為にもサイトにポイントを預けておきました。【水島の気持ち】とサポートに連絡をしたら受け取れるようになっています。…」(甲69, 同日3時6分), 「…これから一気に終わらせてしまう為に莫大なポイントを預けましたのでサポートの方に『水島の決意』とお送り下さい。…受け取ってもらい、1500万手続きを最後までやりきつてしまいましょうね?」(甲72, 同日16時43分)というものもあった。

(2) 被告のサポートセンターは、原告に対し、同日19時49分、水島から原告宛てに100万円分のポイントを預かっており、これを受け取るには手数料として40万円が必要となっていること、入金後サポートセンターに「手数料入金済み」と連絡すれば即時追加することなどを通知した。原告は、水島から送られたメールの内容などから、1500万円を受け取るために上記手数料40万円の支払が必要であると考え、同日20時34分、被告に対して40万円を振り込む手続をしたところ、被告のサポートセンターは、原告に対し、100万円分のポイントを追加したことを通知した。(甲105, 107, 原告本人)

被告のサポートセンターは、原告に対し、同日22時53分、水島から200万円分のポイントを預かっており、これを受け取るには手数料として70万円が必要となっていること、70万円以外の手数料等は一切かからない

こと、入金後サポートセンターに「手数料入金済み」と連絡すれば即時同額追加とすることなどを通知した。原告は、同月20日9時24分、被告に対し70万円を振り込む手続をした。その後、被告のサポートセンターが、原告に対し、70万円分のポイントを追加したことを見たところ、原告から、200万円分のポイント全部が追加されないとの説明を求められため、同日11時34分、原告に対し、水島からは同額追加としてポイントを預かっており、入金額と同額分のポイントを追加すること、現在サポートセンターでは130万円分を預かっていることを通知した。原告は、被告に対し、同日15時03分に80万円を、同月21日9時23分に10万円を、同日13時47分に40万円を、それぞれ送金した。(甲56、57、乙2、4、原告本人)

(3) 原告は、その後も同年12月8日まで水島とメールの授受を続けたが、水島から1500万円が振り込まれることはなかった。(甲90、91、弁論の全趣旨)

(4) 有料メール交換サイトにおいては、サイト運営者に雇われた者(サクラ)が、利用料の名目で高額な会員を支払わせるため、一般の会員に対しサイト運営者に雇われていることを秘してサイトの利用を誘導する事例がみられ、被告の運営する複数のサイトにおいても、そのような事例が報告されている。また、水島は、本件サイトにおいて、平成23年6月頃、本件と同様に、相手方に1500万円を振り込む代わりに多数のメールを送信するよう指示する内容のメールを送信していた。(甲95~102)

2 そもそも、水島のメールは、原告に対し多額の利用料を負担して多数のメールを送信するよう求めるものであり、原告と水島とのメールの授受により利益を得るのは、サイト利用料を取得する被告に他ならない。

そして、水島から原告に送られた、水島が原告に対し1500万円を振り込む旨のメールは、メール交換サイトである本件サイトを通じて知り合ったにす

ぎない者に1500万円を振り込むという通常あり得ない内容の申し出であり、水島が原告とのメール交換を開始して間もない平成22年11月19日3時6分時点では本日中に振込みが可能であるとしながら（前記1(1)）、実際に振込みがされることとはなかったこと（同(3)）に鑑みても、水島は当初から原告に対し1500万円を振り込む意思を有していなかったことは明らかである。また、水島のメールは、その文面等からみて、自然人が原告から送られたメールを読んでそれに応じた内容をその都度作成したものであると考えられるところ、一般の会員であれば、メールの送信に伴うサイト利用料や、メールの作成及び送信に伴う手間などの負担を負いながら、原告との多数のメールの授受を継続するとは到底考え難い。

さらに、原告は被告のサービスセンターより水島から多額のポイントを預かっていると通知されたことから被告の口座に手数料を振り込んでいるが、水島が本件サイトを通じて知り合ったにすぎない原告に対し同時追加として100万円分のポイントを40万円の手数料で譲渡するとは考え難く、同額追加の200万円分のポイントについても原告が被告の口座に振り込んだ手数料が水島に支払われたことをうかがわせる事由もないことからすると、水島が被告に実際にポイントを預けていたとはにわかに考え難く、被告のサービスセンターからの通知も水島と意を通じてされたものと考えるのが自然である。

このほか、被告がPCメールオペレーターと称して歩合給の従業員を募集していたこと（甲103の1）にも鑑みると、水島のメールは、原告に多数のメールを送信させることによって手数料の名目で多額の現金を取得することを目的として、被告がその使用する水島をして、実際には原告に対し1500万円を振り込む意思を有していないにもかかわらず、速やかに1500万円を振り込むのでそのためには多数のメールの送信が必要であるとの虚偽の内容を記載して、送信させたものであると推認することができ、他にこの推認を否定すべき事由は認められない。そして、原告は、水島のメールの内容を信じて、1

500万円を受け取るには多数のメールを送信する必要があり、そのためには被告に手数料を払って水島のポイントを譲り受ける必要があるとして、被告の口座に現金を振り込んだものと考えられる。したがって、被告は水島のメール送信行為により原告が受けた損害につき民法715条1項に基づく損害賠償責任を負うというべきである。

3 原告が被告の口座に振り込んだ合計240万円は、水島からのポイントの譲受けに伴う利用料として振り込まれたものであるが、前記事実関係によれば、仮に水島から、1500万円を振り込む用意がありそのためには多数のメールの送信が必要である旨のメールがなければ、原告が水島に多数のメールを送信するために被告に240万円を払って水島からポイントを譲り受けることもなかったと考えられるから、上記240万円は、水島の行為による原告の損害というべきである。そして、本件訴訟に係る弁護士費用の額として20万円は相当なものであると考えられるから、水島の行為により原告が受けた損害の額は合計260万円となる。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は理由がある（訴訟費用の負担の裁判につき仮執行宣言を付すのは相当でない。）。

さいたま地方裁判所第2民事部

裁判官 中山雅之

これは正本である。

平成 25 年 8 月 27 日

さいたま地方裁判所第 2 民事部

裁判所書記官



